

## 庁議記録（令和3年5月7日開催分）

### 《その他事項》

#### ◆令和3年度水防訓練について

（総務部）

出水期の風水害に備え、感染症対策に配慮した水防訓練を実施する。

避難所と災害対策本部の開設に関わる部署による初動体制を確認する。第1避難所の14の地区センターでの感染症対策を踏まえた避難所開設訓練に、第2次、第3次の職員も参集する。

また、建設部や水道部による現場訓練および本部と避難所との通信訓練についても併せて実施する。

令和3年6月6日（日）午前8時から2時間程度実施予定。

#### 【庁議での意見】

○ワクチン接種の対応と被らないように調整すること。

#### ◆風水害時の職員参集体制の見直しについて

（総務部）

準備体制から警戒体制の段階における見直しについて説明するもの。

準備体制では、避難所開設準備について、地域振興課職員、連絡所長・職員・避難所の鍵を有する避難所職員から各連絡所1人が原則参集することとした。

なお、事前または参集後の気象状況や避難状況等により、参集不要と判断できる連絡所の職員には、自宅待機するよう防災安全課から連絡する。

警戒体制では、本部の指示（気象状況や避難状況等による弾力的な運用）による避難所を開設することとする。ただし、台風・大雨等で市域全体が危険区域となる場合は、すべての第1次避難所を開設する。

また、一部地域に避難情報を発令する場合は、該当地区の避難所を優先して開設することを基本とし、状況に合わせた対応をする。

さらに、本部の指示により、未開設の避難所の職員を、開設中の避難所の応援に充てる等の運用をし、一部職員のみ負担が大きくなりすぎないように配慮を行う。

#### 【庁議での意見】

○風水害時の職員参集体制をよく理解して対応するように。